

表彰弔意に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京連合防火協会定款第4条に定める事業の遂行にあたり、功労のあった都民等への表彰及び弔意事業に関し、必要な事項を定めるものである。

(功労者に対する表彰)

第2条 次の各号に定める功労のあった都民等に対して感謝状及び副賞の額を贈呈することができる。

- (1) 火災の早期発見及び通報措置に功労があった者
- (2) 初期消火に功労があった者
- (3) 避難誘導及び人命救助に功労があった者
- (4) 長年にわたり消防の使命達成に功労があった者
- (5) その他消防に関し特に功労があった者

2 前項各号の功労があった者に対して、会長が特に功労が顕著であると認めるときは、額以外の記念品を副賞とすることができる。

(表彰申請手続き)

第3条 第2条の表彰を行う事由が発生したと認められる場合は、別記様式第1号により会長あてに申請するものとする。

(功労者に対する弔意)

第4条 防火、防災及び救急業務等、各業務に功労のあった都民等への弔意は、次の各号に定める金額の範囲以内で生花又は弔慰金を贈呈することができる。(い)

- (1) 消防業務に従事中死亡したとき 50,000円以内
- (2) 消防使命達成に貢献があった者が死亡したとき 20,000円以内
- (3) 前各号のほか特に会長が弔慰の必要があると認めるとき 5,000円以内

2 前各号で、会長が特に功労が顕著で弔意を厚く表す必要があると認めるときは、前各号の金額を超えて弔意を表すことができる。この場合、理事会に報告するものとする。

(弔慰金贈呈順位)

第5条 前条第1項の弔慰金は、死亡者の遺族に贈呈する。

- 2 弔慰金を贈呈する遺族は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であって、死亡時その収入によって生計を維持していたものとする。
- 3 弔慰金を贈呈する遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とし、父母については養父母を先に、実父母は後にする。

(弔慰金申請手続き)

第6条 第4条の弔意を行う事由が発生したと認めるときは、別記様式第2号により、会長あてに申請するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月7日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年10月23日から施行する。